

の貴重なご意見やご要望を参考に
して作成した、「新図書館建設事
業基本設計書」が二月に提出され
ましたが、大学創立五十周年記念
と併せて下水道事業との兼ね合い
から新図書館の完成予定につきま
しては、平成十六年四月の開館を
目指し取り組んでまいります。

さらに、平成十二年度から十五
年度を目途に全教室空調設備設置
事業を実施しており、平成十三
年度は二号館及び音楽研究棟の空調
整備や体育館へ更衣室を設置する
など大学施設の整備に努めてま
います。

救急業務について

本市の救急車出動件数は年間約
二千件余りで推移し、その多くは
急病や交通事故などであり、救急
車が現場に到着するまで応急手当
が適切に実施されれば救命率の向
上につながることから、市民・事
業所・各種団体に対し応急手当技
術の講習会を幅広く開催している
ところであります。

また、救急救命士は平成六年度
から毎年一名の養成をおこない現
在、六名の資格者が活動しており、
救急車が医療機関に到着するまで
の救命行為は大きな成果を上げ医
師や看護婦などからも高い評価を
いただいております。

今後も引き続き救急救命士の養
成を行うとともに、二台目の高規
格救急車を配備し救急体制の充実
に努めてまいります。

市立病院について

都留市立病院は四月から、産婦
人科、耳鼻咽喉科の開設により百
四十床、十二診療科体制に移行す
るとともに、新透析室の設置や医
学的リハビリテーション施設の整
備と第三手術室の増設、さらに、
外来診療部門の環境整備など市民
の皆様の期待に応えることのでき
る総合病院としての機能を備えた
地域医療の中核病院としてスタ
トすることとなりました。

また、介護老人保健施設「つる」
は介護保険法の施行により、居宅
介護支援事業を取り入れるととも
に、特殊浴槽の更新等を行い高齢
社会に適した施設として引き続き
サービスの向上を図ってまいり
ます。

一方、病院東側駐車場の整備計
画につきましても、これまで病院
などを利用される方々に大変ご心
配をお掛けいたしておりました
が、平成十三年度において、千三
百五十九平方メートルの舗装工事
を実施する予定で地権者と協議を
重ねているところであります。

今後とも市民の皆様の医療ニ
ーズを的確に把握し、病診連携
や病病連携の
推進に努め総
合的な地域医
療の充実を図
ってまいりた
いと考えてお
ります。



党派構成

四月三十日現在の構成議
員は次のとおりです。

○ビジョン21

代表 国田 正己 議員
奥秋くに子 議員
武藤 朝雄 議員
熊坂栄太郎 議員

○伸政会

代表 中込 栄重 議員
谷内 久治 議員
上杉 実 議員
米山 博光 議員
安田 久男 議員

○伸栄会

代表 郷田 至 議員
近藤 明忠 議員
小侯 武 議員

○日本共産党

小林 義孝 議員

○公明党

山本日出夫 議員

○無党派

志村 弘 議員
赤沢 康治 議員
谷内 秀春 議員
加藤 昇 議員
小倉 康生 議員
小侯 義之 議員
小林 司 議員
藤江 厚夫 議員

請願の審査結果

▼平成十二年請願第六号（採択）

介護保険制度をはじめ社会保障制度の抜本改善に向けた
国の財政措置を求める請願

請願者

山梨県甲府市朝日二丁目三番十五号

山梨県社会保障推進協議会

会長 内藤 芳徳

▼平成十二年請願第七号（継続審査）

消費税の増税計画の中止を求める請願

請願者

山梨県甲府市相生一丁目三番三号

消費税廃止山梨県各界連絡会

代表 星 合 弘三郎

▼平成十三年請願第一号（採択）

食品の安全性確保の強化を求める意見書の提出を求める

請願者

山梨県都留市四日市場一〇五四―一

水野 廣

▼平成十三年請願第二号（採択）

高齢者及び障害者の雇用促進を求める意見書の提出を求

める請願

請願者

山梨県都留市四日市場一〇五四―一

水野 廣

議案議決結果

市長提出

3月定例会

承第 1号	専決処分の承認を求める件 (平成12年度山梨県都留市一般会計補正予算「第5号」)	3月 2日	承認
承第 2号	専決処分の承認を求める件 (平成12年度都留市病院事業会計補正予算「第3号」)	3月 2日	承認
議第 1号	都留市職員の再任用に関する条例制定の件	3月23日	可決
議第 2号	都留市国民健康保険出産費資金貸付基金条例制定の件	3月23日	可決
議第 3号	都留市国民健康保険出産費資金貸付事業条例制定の件	3月23日	可決
議第 4号	都留市都留戸沢の森和みの里条例制定の件	3月23日	可決
議第 5号	都留市職員給与条例等中改正の件	3月23日	可決
議第 6号	都留市職員定数条例中改正の件	3月23日	可決
議第 7号	都留市乳幼児医療費助成金支給条例中改正の件	3月23日	可決
議第 8号	都留市老人医療費助成金支給条例中改正の件	3月23日	可決
議第 9号	都留市介護保険条例中改正の件	3月23日	可決
議第10号	都留市簡易水道事業給水条例中改正の件	3月23日	可決
議第11号	都留市病院事業の設置に関する条例中改正の件	3月23日	可決
議第12号	都留市病院事業諸収入条例中改正の件	3月23日	可決
議第13号	都留市成人病予防対策事業費負担金徴収条例廃止の件	3月23日	可決
議第14号	富士吉田市外一市二町七村一組合指導主事共同設置規約中変更の件	3月23日	可決
議第15号	山梨県東部広域連合規約中変更の件	3月23日	可決
議第16号	市道の路線の認定、廃止及び変更の件	3月23日	可決
議第17号	平成13年度山梨県都留市一般会計予算	3月23日	可決
議第18号	平成13年度山梨県都留市都留文科大学特別会計予算	3月23日	可決
議第19号	平成13年度山梨県都留市国民健康保険事業特別会計予算	3月23日	可決
議第20号	平成13年度山梨県都留市簡易水道事業特別会計予算	3月23日	可決
議第21号	平成13年度山梨県都留市住宅新築資金等貸付事業特別会計予算	3月23日	可決
議第22号	平成13年度山梨県都留市老人保健特別会計予算	3月23日	可決
議第23号	平成13年度山梨県都留市下水道事業特別会計予算	3月23日	可決
議第24号	平成13年度山梨県都留市温泉事業特別会計予算	3月23日	可決

議第25号	平成13年度山梨県都留市介護保険事業特別会計予算	3月23日	可決
議第26号	平成13年度山梨県都留市介護保険サービス事業特別会計予算	3月23日	可決
議第27号	平成13年度山梨県都留市桑代沢外17恩賜林保護財産区管理会特別会計予算	3月23日	可決
議第28号	平成13年度山梨県都留市水頭外3恩賜林保護財産区管理会特別会計予算	3月23日	可決
議第29号	平成13年度山梨県都留市濁り沢外18恩賜林保護財産区管理会特別会計予算	3月23日	可決
議第30号	平成13年度山梨県都留市板ヶ沢外7恩賜林保護財産区管理会特別会計予算	3月23日	可決
議第31号	平成13年度山梨県都留市盛里財産区特別会計予算	3月23日	可決
議第32号	平成13年度都留市水道事業会計予算	3月23日	可決
議第33号	平成13年度都留市病院事業会計予算	3月23日	可決
議第34号	平成12年度山梨県都留市一般会計補正予算(第6号)	3月23日	可決
議第35号	平成12年度山梨県都留市国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)	3月23日	可決
議第36号	平成12年度山梨県都留市簡易水道事業特別会計補正予算(第3号)	3月23日	可決
議第37号	平成12年度山梨県都留市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算 (第1号)	3月23日	可決
議第38号	平成12年度山梨県都留市下水道事業特別会計補正予算(第4号)	3月23日	可決
議第39号	平成12年度山梨県都留市温泉事業特別会計補正予算(第1号)	3月23日	可決
議第40号	平成12年度山梨県都留市介護保険事業特別会計補正予算(第2号)	3月23日	可決
議第41号	平成12年度都留市水道事業会計補正予算(第3号)	3月23日	可決
議第42号	平成12年度都留市病院事業会計補正予算(第4号)	3月23日	可決
議第43号	収入役の選任について同意を求める件	3月23日	同意
議第44号	固定資産評価審査委員会委員の選任について同意を求める件	3月23日	同意

議 員 提 出

議員提出意見書案第1号	介護保険制度をはじめ、社会保障制度の抜本改善に向けた 国の財政措置を求める意見書	3月23日	可決
議員提出意見書案第2号	食品の安全性確保の強化を求める意見書	3月23日	可決
議員提出意見書案第3号	高齢者及び障害者の雇用促進を求める意見書	3月23日	可決

一般質問

三月八日の本会議において、次の議員が一般質問を行いました。



奥 秋 くに子 議員

小 林 義 孝 議員

志 村 弘 議員

生活習慣病検診による再検査の結果連絡の方法改善について

問 本市で大変力を入れており

「ウエルネスアクション」が
ます、行動計画の一つに
あります。市民が健康で明るく生
活ができ、高齢になっても介護者
のお世話にならない健康づくりの
まちをモットーに、いろいろ施策
が行われています事は誠に喜ばし
い限りであります。その中で、年
一回実施されています「生活習慣
病検診による再検査の結果」の方
法についての改善をお願いしたい
と思ってお尋ねいたします。

現在のシステムは、いきいきプ
ラザにおいて検診を受け、その結
果は各コミュニティセンターで

各自に渡されます。そして、「異
常あり」と通知を受け再検査の必
要のある人は、病院で検査を受け
医師から一週間あるいは十日後の
指示された日にその結果を聞きに
いきます。

この時、一般の患者さんと同じ
に受付をし、二、三時間待つの
が普通だそうです。いよいよ自分
の番がきて医師から「異常ありま
せんでした」の答えを受ける人が
大勢いると聞いています。長時間
待たされ、医師との会話はほんの
僅か。「本当に腹立たしい」と感
じている市民は多くいます。老人
等は、長時間待つことは体にこた
えるし、風邪がはやってる時期
などは「自分も風邪をひかないか」
などと大いに不安になるそう
です。

「再検査」の結果、「異常なし」

の人は、わざわざ病院に行かなく
てもよいようなシステムをとるこ
とはできないでしょうか。病院で
の一般の外来者にとっても、待ち
時間の短縮になることは事実と思
います。

現在、平均寿命は男女合わせて
八十・六歳。本格的な高齢社会で
す。この高齢社会に貢献している
要素としては様々な事柄が掲げら
れますが、第一に医療組織の充実
と考えます。まず、定期的な健康
診断を受け、自分の身体について
良く知る。そして、それに伴った
予防に心掛け、早期治療に専念す
ることが長寿につながると思われ
ます。本市の病院も、四月には増
科・増床により、ますます医療の
充実が図られるものと心より期待
しております。

ここに申し上げましたような、
市民からの切実な意見を取り上げ
ていただき、改善していただきた
くお尋ねいたします。

答 近年、人口の急速な高齢化

とともに、食生活や運動習
慣等を要因とする生活習慣病が増
え、その結果、痴呆や寝たきりな
どの要介護状態になってしま
う人々が増加し、深刻な社会問題と
なっております。

そのため、国においては二十一
世紀における国民健康づくり運動
「健康日本21」を掲げ、これまで
の健診による疾病の早期発見や早
期治療という従来からの目的に加
え、健康度レベルを高めて「病気
にならないように防ぐ」、いわゆ
る生活習慣に重点を置いた一次予
防の推進を図ることとしており

ます。

また、県におきましても、新た
な視点から健康づくりの方向性と
施策を示した「健やか山梨21」計
画を策定し、栄養、食生活、運動
など九分野で課題を掲げたいう
で、一日の食塩摂取量など計七十
四項目の具体的な数値目標が示さ
れたところであります。

本市では、市民参画による市民
主体のまちづくり「ウエルネス・
アクション」事業において、
こうした国や県の基本的な考え方
に基づき、地域の実情と特性に
応じた「健康のまち」行動計画
を制定してまいることとしてお
ります。

生活習慣病総合健診は、毎年、
約三千人の市民が基本検診、各種
がん健診等を受診しており、診査
の結果に基づき、必要な指導を行
い、特に、医療機関での受診が必
要な方や生活習慣の改善が必要
な方に対しては、個別に指導して
いるところであります。

ご質問の再検査の結果連絡の方
法についてであります。健康診
断において精密検査や治療を必
要とする方々につきましては病院等
の診療機関で、受診されるわけで
ありますが、その時点から保険診
療が開始されることとなります。

健康保険法及び医師法などに
よりますと、各種の再検査は診療上
必要があると認められる場合に行
われ、患者の健康の保持増進上、
妥当適切な療養及び指示が行わ
れなければならないとされてお
ります。

また、診療をしたときは、本人

またはその保護者に対し療養の
方法、その他保健の向上に必要な
事項を指導することとなっております。

検査結果の総合判断において
正常範囲内であっても、検査デ
ータ上将来的に異常値に変化す
ることが予測される場合もあり
ますので、その様な場合は医師
によって生活指導等の説明が必
要となります。

特に、健康診断で医療機関へ
の受診を勧められた場合におい
て、結果として正常範囲内であ
っても、何らかの医師の指導が
必要な状態である可能性が高く、
的確な指示をすることが必要と
なります。

このようなことから医療機関に
おいては、インフォームド・コン
セントの上からも直接患者本人等
に説明し指導している現況であり
ますが、再検査の結果連絡の方法
については、将来的な課題として
検討してまいりたいと考えており
ます。

なお、精密検査が必要となり、
再検査を受けその結果について、
医師から直接異常ありませんでし
たと診断結果を聞くことにより、
患者さんのもとより家族の方も
「病気でなくて良かった」と不安
から解放され、安心したというお
話しも伺っております。

次に、待ち時間の短縮につきま
しては、現在、内科及び外科にお
いて、外来予約制を取り入れ、継
続して受診される患者さんについ
て、二回目以降の受診から、予約
による受診が可能となっております

ころであります。

市立病院は開設以来、年を重ねるにつれ外来患者、入院患者とも顕著に増加の一途をたどってまいりました。これもひとえに市民の皆様が市立病院に寄せる信頼と期待の高まりであると認識しているところであり、現在の病院の状況を見ますと、延べ外来患者数は十一月で九万八千七百三十八人であり、対前年同月比で、延べ二十七十六人の伸びを示しております。

また、入院患者数においても、一日平均九十九人で病床利用率は八六％であり、対前年同月比で一日当たり六人の増加となっております。本年四月一日からは、産婦人科、耳鼻咽喉科の二診療科が新設されることにより、患者数はさらに増加するものと予測しておりますが、外来診療部門の環境整備を始めとする新病棟の建設も完了し、総合病院としての機能を備えた地域医療の中核病院として、市民の皆様への期待に応えられますよう、今後とも引き続き患者サービスの向上に努めてまいります。

をみて、公共施設などを開放する方向で対処していくとの答えをいただきました。それで平成三十三年度より宝地域コミュニティセンターでの学童保育が実現されることとなりました事は、市当局をはじめ関係者のお骨折りに感謝申し上げます。

平成十年度より、国および県のエンゼルプランによる「放課後児童健全育成事業」は、核家族化、女性の就労の増大などを踏まえ、昼間、保護者のいない家庭の児童に対し、児童館、児童センターを積極的に活用するほか、保育所や地域の集会所など身近な社会資源を利用し、放課後の児童の育成・指導、遊びによる発達の助長などに関わるサービスを行うことによつて、児童の健全育成の向上を図ることとしております。今後、谷村地区・宝地区以外から、こうした学童保育事業に対する要望が続発することが予想されます。

まず、学童保育事業について、私は現在、任意団体である「学童保育会」が市から補助金をいただいで運営していくといった形から、市が国・県の補助を受けて学童保育事業を推進するというシステム、すなわち「公立公営」という方式にすべきと考えますが、どうお考えでしょうか。

また、今後の学童保育事業を推進するためには施設の確保・充実が先決になると思われます。集会所や遊戯室、図書室を設け、指導者である児童厚生員が配置された、児童福祉法に基づく「小型児童館」を計画的に各地区に整備していただき、学童保育事業を推進していくようすべきと考えています。どうでしょうか。

学校・地域・行政が一体となり連携を強化するとともに、市民一人ひとりがそれぞれの立場で子どもたちに関心をもち、子どもたちの健全育成に取り組んでいく必要があると考えております。

本市の学童保育事業につきましても、子どもたちの健全育成事業の一環として位置付け、様々な検討をしてきたところであります。

また、エンゼルプランの策定にあたり、「小型児童館」の設置を検討すべきとのご質問であり、エンゼルプランは、各種の保育サービスの利用状況や今後の利用の意向、保護者の就労状況など家庭における様々な子育てに関する課題等を把握し、計画策定の基礎資料とするため、ゼロ歳児から九歳児までの保護者千五百名を対象とした子育てに関する意向調査をおこない、市民・学識経験者・関係団体の代表者で構成する検討委員会を設けて、計画を策定したいと考えております。従いまして、市民への子育てに関する意向調査や検討委員会での議論を経て集約された意見、要望等がエンゼルプランに反映されるものと考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

学童保育事業について

問

私は、昨年九月定例会において、学校の長期休業中の学童保育についてたどりました。

答弁は、保護者会やボランティアが組織化されるなど、運営についての具体的体制が整備される状況

学童保育事業



答

子どもたちを取り巻く社会環境は時代と共に大きく変わりつつあり、このような状況において将来を担う子どもたちの自立を支援し、思いやりの心など豊かな人間性を育み、健やかな成長を支援することは、本市の重要な課題であります。

このためには、子どもたちがのびのびと育つ環境を整え、家庭・

桂川の汚染について

問

全国的に酷評を受けている「桂川」についてお伺いたします。市長は、広報「つる」の一月号で、まちづくり市民委員会制度の中に「桂川をきれいにする会」もあげております。この具体的な活動についてお聞かせ願います。実は、この桂川についての苦言が「つり人」という全国版に「汚染返上桂川イコールゴミ」と紹介されているのには、大変驚かされました。筆者の言うには、「桂川は、水は清流なのに、ゴミの皮をかぶった狐のような川」と紹介さ

る。これは、桂川の水質が非常に悪化していることを示している。また、桂川の水質改善には、市民の協力が必要である。桂川の水質改善には、市民の協力が必要である。桂川の水質改善には、市民の協力が必要である。

れています。そして、大袈裟に言う、流れてこないのは人間だけ。自転車、バイク、タンスや食卓まで、ありとあらゆる生活用品がゴミとして流れてくると書いてあります。そして、「都留市明るい社会づくりの会」で建てた「ちよつと待て、その行為、川が泣いている」という看板の写真まで掲載されているのです。私も都留市の、二、三人のつり人に聞いてみました。遠くから来たつり人は、ゴミの多さに怒って帰ってしまうそうです。本当に恥ずかしい限りです。「キタナイ桂川」の汚名を返上するには、地域住民の「モラルの教育」について、行政として十分な対策を考えていただきたいと思います。



に参画し、清掃活動を行っております。

答 山中湖を源として本市の中央を西から東に貫流し、神奈川県相模湾に達する相模川（桂川）の美しい清流は、古来から本市の産業・文化に大きな影響を及ぼすとともに、人々の心に潤いを与えてまいりましたが、現在は残念なことに議員ご指摘の状況にあります。

このため、河川へのゴミの不法投棄防止について市民・事業者・行政が一体となって取り組んでいくところであります。ご質問の「桂川をきれいにする会」につきましては、ボランティア活動の一環として市民が主体となって、平成七年に発足し、桂川のゴミ拾い、水質調査、水性生物の調査等を毎年実施していただいております。本市といたしましては、この会の事業

ゴミの不法投棄防止についてありますが、美しい山河等の環境を守り街をきれいにし、市民の快適な生活環境を確保するために、昨年七月「まちをきれいにする条例」を制定し山間地をはじめ河川等への不法投棄防止を図るため、美化推進指導員を任命し指導・監視に努めており、更に平成十三年度には美化推進指導員を全域に広げ、不法投棄の防止に取り組んでまいります。

また、「モラルの教育」につきましては、「私見てる人・あなた拾う人」という他人だのみの考えでは、ゴミ問題の解決はなく住民一人ひとりの意識改革と行動が必要であります。

そのため、本市におきましては、美化推進協議会・美化協力員等の協力をいただき、さらにその啓発を図ると共に、平成十三年度から

幼稚園児・保育園児を持つ家族を対象にゴミの減量やリサイクルの推進をしていただく「エコファーマリー」制度を開始するなど、住民の協力を得るなか積極的な美化推進を図ってまいる考えであります。

なお、桂川の美化は当市だけの対応では不可能であり、流域の関係市町村との連携が何より重要であること、平成十年に流域の市民・事業者・市町村・県・国で組織する「桂川・相模川流域協議会」が組織されております。

この協議会においては、不法投棄やゴミの散乱のない地域づくり活動を行うと共に、流域環境活動への参加機会の提供、桂川・相模川の利用者等への意識啓発、流域協議会のPR及び会員の拡大を図っているところであります。

今後とも、桂川が元の清流を取り戻し、大勢の方々に親しまれ、愛されるよう、環境の改善に積極的に取り組んでまいりますので、市民の皆様の深いご理解と積極的なご協力をお願い申し上げます。

新年度予算案と市長の政治姿勢について

問

市長は当初予算の説明の冒頭で「わが国経済は、累次の経済対策の推進を通じ、景気回復の一段の推進と社会経済の改革に努めてきたところ、企業部門を中心に緩やかな改善方向が続いております」と述べました。そのうえで、予算編成の困難と施策の重点を明らかにしました。

いま、国民の国・地方の経済に対する認識はどのようになっていくのでしょうか。事実の問題として、国の新年度予算（案）が衆議院を通過し成立する見通しが立ったとたん株価の急落が起こりました。一月の失業率は史上最悪の四・九％を記録しました。

市内の企業や自営業者からも景気が緩やかな回復をしめしているという声は聞かれませんが、労働者には年金の支給開始年齢の繰り延べ、高齢者は医療費の定率負担と介護保険料の引き上げなど、国民生活は追いつめられ不安におびえています。こうしたなかで、KSDによる自民党丸抱えの汚職や機密費疑惑、米原潜の「えひめ丸」沈没事件などが起こり、自公政権のゆきづまり、無策は誰の目にも明らかであり、政治の転換が強く求められています。いまこそ、地方自治体は地方自治の立場から自ら判断し、自治体本来の役割を果たすことが必要です。

とりわけ、新年度予算は市民生活をももることがこれまで以上に強く求められているのではないのでしょうか。ところが、都留市の新年度予算案について、「四年ぶり四・三％増の百二十五億円、大型建設事業盛る」と報じたように、その中心は普通建設事業費、前年度比一九・四％増の二十億二千九百三十五万五千円であり、市長選を意識した土木重視予算ではないのでしょうか。いま必要なのは、介護保険の低所得者層の保険料の軽減など、具体的な市民生活への援助ではないのでしょうか。このこ

とにどのような意を払われたのか、まず、伺います。

次に、市長は一日に開かれた「東部地域の市町村合併について地域の意見を聴く会」のあとで、「合併しないと、将来財政的に厳しくなる。他の市町村と合併協議会をつくって、合併したメリットを独自に提示し、住民に判断してもらいたい」と述べたと報じられています。これは、これまでの議会での答弁から大きく踏み出し、積極的に合併を推進する立場を明確にしたものと思います。あらためて、ほかの場所でもなく、市議会場で政治姿勢を転換させた合併についての認識を明らかにするよう求めます。

答

平成十三年度予算案は、地方分権の確立、行政システムの合理化、二十一世紀の発展基盤の構築、総合的な地域福祉施策等の地域の課題に積極的に取り組み、「市民主体のまちづくり」を基本姿勢とし、「市民参加型・市民提案型」のまちづくりの実現のため、財政の健全性の確保に留意しつつ、環境・福祉・健康・教育・文化などのソフト面に重点を置き編成いたしました。その結果、一般会計は総額百二十五億円となり、四・三％の増となっております。その大きな要因としての普通建設事業費につきましては、長期総合計画の実施計画に計上されている古渡団地建設及び橋梁整備事業、田原地区土地西整理事業と、土地開発公社健全化計画に基づく兵海戸団地用地購入などの予算額六億八十四万六千円が増加となったもの